

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R4郡山管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	「簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=3cm)」および「簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)」に使用するアスファルト合材の種類が不明ですのご教授ください。	共通仕様書1-23-1「使用材料」に基づき、新材でお考えください。アスファルト合材の種類は、共通仕様書18-5-2「材料」(4)に記載の、日本道路協会「舗装設計施工指針」(平成18年版)付表-8.1.7「アスファルト混合物の種類と粒度範囲、アスファルト量」内の②密粒度アスファルト混合物(最大粒径13mm)に基づきお考え下さい。
2	設計図 127/162 五百川PA(下)休憩施設改良工にはプライムコートについて旗揚げがありませんが、不要と理解してよろしいでしょうか。ご教授ください。	共通仕様書18-5-5「支払」に基づき、プライムコートの散布費用をご計上ください。
3	数量明細表で、交通保安要員の「東北道 白河IC 上り線 交通監視員A2 3人・日」「常磐道 いわき三和IC~小野IC 上り線 交通監視員A2 3人・日」「常磐道 船引三春IC~郡山東IC 上り線 交通監視員A2 5人・日」は、特記仕様書P36 22-11-1 種別の表に、4人か2人の配置人数となっているので、3人・日および5人・日という人数にはならないと思います。同様に、「常磐道 小野IC 上り線 交通監視員A1 3人・日」「常磐道 五百川PA 下り線 交通監視員A1 13人・日」「常磐道 郡山JCT~磐梯熱海IC 上り線 交通監視員A3 4人・日」も特記仕様書記載の配置人数からすると、そのような人数にはならないと思います。ご確認ならびにご教授願います。	数量明細表に示す人数でご計上下さい。特記仕様書22-11「交通保安要員」の配置人数(標準)については、標準的な配置人数について記載しており、土木工事積算基準第25編「交通規制」の11.交通保安要員に示す通り、関係機関と協議のうえ、規制箇所、規制延長により配置人数が標準とならない場合があります。
4	休憩施設規制A, C1, C2は昼夜連続規制となりますが、作業を行わない夜間の時間帯でも、規制材の保安を行う交通監視員(交通規制費を含む)の配置は必要となりますでしょうか。ご教授ください。	休憩施設規制Aに関して、設計図152/162、153/162に記載の通り常時配置となりますので必要です。 休憩施設規制C1、C2に関して、設計図158/162 ~ 162/162に記載の通り常時配置となりますので必要です。
5	特記仕様書P34「交通規制工 休憩施設規制C1」および「交通規制工 休憩施設規制C2」の交代要員の有無については記載がありませんが、必要か不要かご教授ください。	休憩施設規制C1、C2に関して、設計図158/162 ~ 162/162に記載の通り常時配置となりますので必要です。

6	<p>構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)においてカッター切断は必要でしょうか。また、既設アスファルト舗装厚さが不明ですのでご教授ください。</p>	<p>使用機械については、設計図に示す通り埋設ケーブルに近接しての施工であることに注意し、貴社の計画に基づき計上ください。 既設舗装厚さについては、当該箇所で施工する簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=3cm) と同じ舗装厚で検討ください。</p>
7	<p>設計図 96/162 橋梁部舗装 標準断面図(2)の左の図の砂等で養生する幅は 100mm となっているのに対し、右の図はラップ長が 200mm とするような図になっており、整合性がとれません。ご確認をお願いします。</p>	<p>当該図面は参考図として、一次施工と二次施工のラップ長の必要性を示しており、施工においては、「舗装施工管理要領」Ⅲ-3-7(2)に記載の通り、防水層の性能は各メーカーが定めた施工方法により照査されているため、施工にあたっては、各メーカーが定めた方法により行うものとしております。よって、貴社の計画に基づき、養生方法及びラップ長を設定してください。</p>